川崎市青少年問題協議会の共催及び後援に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体等が事業又は行事(以下「事業等」という。)を実施する に当たり、川崎市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)が共催又は後援を する場合の事務取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 共催 団体等と協議会がともに事業等の主体となって、協働で短期間の事業等を行い、相互の役割分担、経費の分担及び社会的責任が求められる形態をいう。
 - (2)後援 団体等が主催する事業等に対して、金銭的支出を伴わず、単に協議会が 事業等の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承諾することによって支援することをいう。

(申請)

第3条 協議会の共催又は後援を受けようとする団体等は、原則として事業等を実施する1箇月前までに、共催・後援申請書(第1号様式)に、事業の内容がわかる書類を添えて、申請を行わなければならない。

(承諾等)

- 第4条 協議会は、共催又は後援の申請を受けたときは、次に定める基準に基づいて、 速やかにその内容を審査し、共催・後援承諾通知書(第2号様式)又は共催・後援不 承諾通知書(第3号様式)により、団体等に審査結果を通知するものとする。
 - (1) 市の施策の推進に寄与すると認められる事業であること
 - (2) 原則として市の区域又はこれに隣接する区域で開催されるなど、広く市民を対象とした事業等であること
- 2 次の各号のいずれかに該当すると認められる事業等については、共催又は後援を 承諾しない。
- (1) 法令又は公序良俗に反するもの
- (2) 協議会の政治的中立性を損なうおそれのあるもの
- (3) 協議会の宗教的中立性を損なうおそれのあるもの
- (4) 営利を目的とするもの
- (5) その他、協議会の運営に支障をきたすおそれのあるもの
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、第1項の承諾に条件を付すことができる。 (変更)
- 第5条 団体等は、前条の規定により承諾を受けた後に事業計画に変更が生じた場合は、速やかに協議会に共催・後援変更申請書(第4号様式)により届け出て、その承諾を受けなければならない。

2 協議会は、前項の届け出を受けた時は、速やかに審査し、共催・後援変更承諾通知書(第5号様式)又は共催・後援変更不承諾通知書(第6号様式)により団体等に審査結果を通知するものとする。

(報告)

第6条 事業等を実施した団体等は、事業等終了後14日以内に共催・後援事業等実施報告書(第7号様式)を協議会に提出しなければならない。

(承諾の取消し等)

- 第7条 協議会は、共催又は後援の承諾後において、第4条第1項に規定する基準に 適合しない事実が判明したとき、第4条第2項に規定する基準に該当する事実が判 明したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、共催・後援取消通知書(第 8号様式)により団体等に通知し、その承諾を取り消すことができる。
 - (1) 申請した団体等が解散したとき又は事業等を取りやめたとき
 - (2) 提出書類に虚偽があると認められるとき
 - (3) 協議会が取り消しを必要と認めたとき
- 2 承諾の取消しにより、団体が損害を受けた場合においても、協議会はその賠償の 責めを負わない。
- 3 第1項の規定により承諾が取り消された事業等又は事業等の実施後に第1項に 該当したことが明らかになった事業等に係る翌年度以降の共催又は後援は、原則と して行わないものとする。

(事務主管課等)

第8条 共催及び後援の承諾等に関する事務は、こども未来局青少年支援室が行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、共催及び後援に関し必要な事項は、協議会会 長が定める。

附則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

平成	年	月	H

共催 · 後援申請書

(あて先) 川崎市青少年問題協議会長

(申請者)住所団体名代表者氏名電話番号

次の事業等について、川崎市青少年問題協議会の共催又は後援の承諾を受けたいので、 関係書類を添えて申請します。

共	催	又	は	後	援		共催		後担	爰									
												※希	望す	るもの	のにレ	点を入	れて	くださ	٥ / رة
事	業	等	0)	名	称														
期	日	又	は	期	間				年	月		日	~		年	月	F	1	
事	業 等	を	行	う場	所														
事	業	等	の	概	要														
事	業等	等 <i>の</i>) 太	ナ 象	者														
他の	り共作	崔•	後援	争分	官者														
過	去	O,)	実	績		前回の	申請	(平成		年		月	日)					
					,		初めて	申請	する										
													% \	ずれフ	かにレ	点を入	れて	くださ	د ۱ ۰°
事	務	責	Ť	任	者	住	所												
						氏	名												
						電話	舌番号												
団体	本等の	ЭH	Pア	アドレ	ノス														

事業の内容がわかる書類を添付してください。

共催 · 後援承諾通知書

様

川崎市青少年問題協議会長 回

	月 日付けで申請のありました事業等について、次のとおり承諾いたし
ます。	
事業等の名称	
事業内容等	申請書記載のとおり
承諾に当たって	(1) 共催(後援)名義は「川崎市青少年問題協議会」とすること。
の条件	(2) 承諾を受けた後に事業計画に変更が生じた場合、速やかに川崎市
	青少年問題協議会長(以下、会長)に届出をし、承諾を受けること。
	(3) 共催・後援承諾通知書を交付した後においても、承諾基準に適合
	しない事実が判明したとき、申請書に虚偽が認められるとき又は会長
	が取消しを必要と認めたとき等は、その承諾を取り消すことがある。
	(4) 上記の場合において、団体等が損害を受けても川崎市青少年問題
	協議会は一切賠償の責めは負わない。
	(5) 事業等を行うに当たって生じた事故、災害等については、団体等
	が一切その責任において処理をしなければならない。
	(6) 事業等の終了後は、14日以内に事業結果について報告すること。

共催 · 後援不承諾通知書

様

川崎市青少年問題協議会長 回

平成 年 月 日付けで申請のありました事業等については、次の理由により承諾しません。

昨しよせん。	
事業等の名称	
承諾しない理由	
備考	

共催 · 後援変更申請書

(あて先) 川崎市青少年問題協議会長

(申請者)住所団体名代表者氏名電話番号

次のとおり既承諾事業等について、変更承諾を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

既に受けた承諾の	平成	年	月	日		
年月日						
事業等の名称						
変 更 理 由						
変 更 内 容						
その他必要な事項						

[※] 提出済み資料と変更があった書類を添付してください。

共催 · 後援変更承諾通知書

様

川崎市青少年問題協議会長 回

平成 年 月 日付けで変更申請のありました事業等について、次のとおり承諾します。

事業等の名称
事業内容等申請書及び変更申請書記載のとおり
承諾に当たっての条件

共催 · 後援変更不承諾通知書

様

	川崎市青少年問題協議会	:長 🗉
平成 年 月 り承諾しません。	日付けで変更申請のありました事業等については、	次の理由によ
事業等の名称		
承諾しない理由		
備考		

共催 · 後援事業等実施報告書

(あて先) 川崎市青少年問題協議会長

(報告者) 住 所団 体 名代表者氏名電 話 番 号

川崎市青少年問題協議会の共催又は後援を受けて実施した事業が、次のとおり終了したので、報告します。

事業等の名称							
期日又は期間	年	月	日 ~	年	月	日	
事業等の実施場所							
事 業 等 の 概 要 事業等の内容が明確 に把握できる書類も 添付してください。							
参 加 者 数							
他の共催・後援者							
成果等							

共催·後援取消通知書

様

川崎市青少年問題協議会長

平成 年 月 日付け 川 第 号で承諾した事業等については、次の理由により承諾を取り消します。

	· • •			11.4	,
事	業	等	の	名	称
取	り	消	す	理	由
備					考